

広報いが広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号。以下「要綱」という。）及び伊賀市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき広報いが（以下「広報紙」という。）への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(掲載する広報紙)

第3条 広告掲載する広報紙は、毎月号とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告掲載は、広報紙1号を単位とする。ただし、広告主等が希望する場合は12号を超えない範囲で複数月とすることができる。

(広告の掲載箇所及び枠数)

第5条 広告掲載枠は、最大8枠とする。

2 広告主等が希望する場合は2枠まで合わせて広告掲載をすることができる。

3 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

（1）縦 5センチメートル

（2）横 9センチメートル

（3）4色刷り

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1号1枠当たり20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、広報紙又は市のホームページ等で行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者が広告掲載を申し込むときは、広報いが広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次に掲げるものを添付して、広告掲載を希望する広報の発行日（複数月に広告掲載を希望する場合は、最初に広告掲載を希望する広報の発行日）の2カ月前（当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

（1）掲載を希望する広告の見本（印刷物又はPDF形式）

（2）広告の版下原稿（電子データ）

（3）事業所等の概要が確認できるパンフレット等

（4）業種により必要とされる各種資格証明書、届出書、許可書等の写し

2 前項の規定による申込みは、持参又は郵送で行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 掲載広告の版下原稿は、e p s 形式又は a i 形式とし、電磁的媒体に保存し又は電子メールへ添付して提出するものとする。

2 原稿に写真を使用する場合は、350ppi 以上のデータを使用するものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第 11 条 市長は、広報いが広告掲載申込書を受理したときは、要綱及び基準に基づき広告掲載の可否を決定し、広報いが広告掲載決定通知書(様式第 2 号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告掲載の可否の決定に際し、疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、伊賀市広告事業審査委員会に審査を依頼するものとする。

3 広告掲載希望数が第 5 条に規定する枠数を超えたときは、要綱第 5 条に規定する掲載順序により決定する。この場合において、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 5 条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第 12 条 広告主等は、広告掲載料を市が指定する期日までに、市が指定する納付書により納入しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関して必要な事項は別に定める。